

(2) 2種免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数												中	別表3-2		
授与を受けようとする免許状		中学校教諭1種免許状												注1 経験年数は、授与を受けようとする教科の中学校教諭2種免許状取得後に勤務した次の職の期間 (1) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部で授与を受けようとする教科を担当した主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2) 教頭法制化(昭和49.9.1)前の中学校の教頭の職 (3) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が中学校と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 (4) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職			
有することが必要な免許状		中学校教諭2種免許状															
経験年数 注1 注2 注3		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上在学者等						3年	4年
最低修得単位数 注4 注5		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10				
必修科目	教科に関する専門的事項に関する科目 注6	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	注2 次の者の経験年数は、「大学3年以上在学者等」の欄を適用する。 (1) 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者 (2) 大学(短期大学を含む。)に2年以上及び大学(短期大学を含む。)の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者 注3 5年(大学3年以上在学者等は3年)をこえる経験年数には、次の職を通算できる。 (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職 (2) 社会教育主事(青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。)の職 (3) 免許法第16条の5第1項の規定により、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)において、相当する教科を担当した主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職 注4 最低修得単位数は、中学校教諭2種免許状取得後に修得した単位とする。 注5 最低修得単位数について、平成元年4月1日以降、教育職員として採用された者は、採用後12年を経過し、指定を受けていた者で、3年の間に授与権者の指定する単位の修得方法により1種免許状を受けていない場合、経験年数による単位の削減がない。 注6 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、中別表3-2(教科)により修得する。 注7 「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。 注8 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。 注9 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。 注10 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。			
	各教科の指導法に関する科目 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 注7	6	6	5	5	4	4	3	2	4	4	3	2				
	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	5	4	4	3	3	2	2	1	3	2	2	1				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	5	4	4	3	2	2	2	3	2	2	2				
	計 注10	16	15	13	12	10	8	7	5	10	8	7	5				
	大学が独自に設定する科目 注8	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	2				
	合計単位数 注9	30	28	25	23	20	17	15	10	20	17	15	10				

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

													中	別表3-2(教科)	
経験年数		5	6	7	8	9	10	11	12	大学3年以上 在学者等				注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。 注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。 注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。) 注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。なお、理科の教科の場合は、合計単位数と必修科目の差分の単位数と同数の科目を修得すること。 * 理科9年の場合、計6単位のうち、1単位の修得を要する4科目(物理学、化学、生物学、地学)を必ず1単位以上ずつ修得し、残りの2単位について「1又0」の科目の中から2科目を選択してそれぞれ1単位以上を修得する。	
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	3	4	5		
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	国文学(国文学史を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	漢文学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	書道(書写を中心とする。)	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	自由選択科目	6	5	4	3	2	1			2	1				
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
社 会	日本史・外国史	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	地理学(地誌を含む。)	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	「法学、政治学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	「社会学、経済学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	「哲学、倫理学、宗教学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
数 学	代数学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	幾何学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	解析学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	「確率論、統計学」	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	コンピュータ	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
理 科	物理学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0				
	化学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0				
	生物学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0				
	地学	1	1	1	1	1	1	1	1又0	1	1	1	1又0		
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	1	1又0	1又0	1又0			1又0	1又0				
自由選択科目		2	1												
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

													中	別表3-2(教科)
経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
										3年	4年	5年	6年以上	
音 楽	ソルフェージュ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
	声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	指揮法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	5	4	3	2	1					1			
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
	彫刻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	工芸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	5	4	3	2	1					1			
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	
保 健 体 育	体育実技	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生理学（運動生理学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	5	4	3	2	1					1			
計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	
保 健	生理学・栄養学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1			3	2	1	
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

													中	別表3-2(教科)
経験年数		5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年 以上	大学3年以上 在学者等				注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
										3 年	4 年	5 年	6 年 以上	
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
	金属加工（製図及び実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	機械（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	電気（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	栽培（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	4	3	2	1									
計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
	被服学（被服製作実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	住居学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	保育学（実習を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	5	4	3	2	1				1				
計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
職 業	産業概説	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「農業、工業、商業、水産」注7	4	4	4	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	3	2	1										
計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
職 業 指 導	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。（表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。）
	職業指導の技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	職業指導の運営管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1		3	2	1		
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	
英 語	英語学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得すること。
	英語文学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	英語コミュニケーション	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	異文化理解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	6	5	4	3	2	1			2	1			
計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3		
宗 教	宗教学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注8 「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの科目のうち、2以上の科目（商船をもって水産に替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得する。ただし、3単位以下の場合にあっては、この限りではない。
	宗教史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「教理学、哲学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	5	4	3	2	1		3	2	1		
	計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	